

住田町広告掲載取扱要綱を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

住田町広告掲載取扱要綱

住田町広告掲載取扱要綱（平成17年住田町告示第11号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、住田町の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出することにより、町民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 広告媒体 次の町資産のうち、広告掲載が可能であるものをいう。
  - ア 町が発行する広報物及び印刷物
  - イ 町のホームページ
  - ウ 町のコミュニティバス
  - エ その他広告の媒体として活用できる資産で町長が認めるもの
- （2） 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- （3） 広告主等 広告主又は広告代理店をいう。

（広告の範囲）

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わないものとする。

- （1） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2） 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3） 政治性又は宗教性のあるもの
- （4） 社会問題についての主義主張に関するもの
- （5） 個人又は法人の名刺広告
- （6） 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- （7） 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （8） 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適切であると町長が認めるもの

（広告の規格等）

**第4条** 広告の規格、位置、掲載期間及び広告掲載料は別に定める。

(広告掲載の募集方法)

**第5条** 町長は、広告掲載の募集にあたっては、町広報紙、ホームページ及び住田テレビ等により公募するものとする。

(広告掲載の決定等)

**第6条** 広告掲載をしようとする者は、住田町広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込書があったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告掲載の可否を決定し、住田町広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、許可を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告掲載料の納付)

**第7条** 前条に規定する決定通知を受けた広告主等は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(免責事項)

**第8条** 広告主等は、次に掲げる広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による広告掲載料の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修及び改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止

2 町は、広告主等が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

**第9条** 広告主等は、広告掲載に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主等の債務)

**第10条** 広告主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が決定、又は決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主等は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任で解決しなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

**第11条** 広告主等は自己の都合により広告掲載を取りやめることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取りやめるときは、広告主等は書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消)

**第12条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 広告主等が第6条第3項の規定による指示、又は条件に従わないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項の規定により、広告掲載の決定を取消したときは、住田町広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

**第13条** 広告掲載の開始前において、広告主等の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、納入された広告掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載期間中に、広告主等の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は1日当たりの広告掲載料の額(納入された広告掲載料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。)に掲載できなかった日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(審査委員会)

**第14条** 広告媒体に掲載する広告の可否又は疑義が生じた場合に審査するため、住田町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員長は町づくり推進課長を、委員は総務課長、町民生活課長、税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、産業振興課主幹、建設課長及び教育委員会教育次長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第15条** 委員会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して委員長が必要と認めたときにこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第16条** 委員会の庶務は、公聴広報担当課において処理する。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第12条関係)